



令和8年9月29日

報道機関 各位

<タイトル>

子ども医療費助成制度を改正

<本文>

鴨川市は、子ども医療費助成制度の一部を改正し、市民税課税世帯から、通院1回又は入院1日につき300円の自己負担を保護者に求めることとします。

- 1 開始時期 令和9年4月診療分から
- 2 対象者 市民税課税世帯
 - * 但し、市民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯は無料を継続。
 - * 調剤については無料。
- 3 自己負担額 通院1回または入院1日につき300円
(現在、高校生年代までの全ての子どもについての医療費が無料。)
 - * 但し、同一医療機関における同一月内の受診は、通院は5回、入院は10日を自己負担の上限とし、上限を超える部分について自己負担はなし。
- 4 改正の理由 保護者に適正な負担をしていただくことにより、限られた財源の中にあっても制度が持続出来ること、また、本当に医療が必要な場合に早急に受診が出来ることを目指します。

※県内自治体では、令和8年8月現在、54市町村のうち、通院、入院ともに無料としているのは鴨川市を含め16自治体のみであり、残りの38自治体は保護者に自己負担を求めています。

なお、この改正については、令和8年第3回市議会定例会（9月議会）において、「鴨川市子ども医療費の助成に関する条例」の一部改正議案が9月24日に可決されました。

問い合わせ

子ども支援課 子ども支援係 担当： 濱野

TEL：04-7093-7113 FAX：04-7093-7115